

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

C

1 (1) 刑事訴訟法 320条1項(以下、法令名を省略する。)は、

「公判期日における供述に代えて書面を証拠」とすることは

原則としてできないとして、当該証拠の証拠能力を否定する。同条

同項の趣旨は、当該書面の内容である供述について、知覚・

5 記憶・表現・叙述の供述過程に誤りや混入するおそれ

が高いため、誤判を生じさせるおそれがある上、当該供述

について、公判廷において偽証の制裁(刑法169条)、供

述態度の観察、相手方による反対尋問権の行使により、

その信用性判断を行うこととできないことから、原則として

10 証拠能力を否定することとしたというものである。このように

同条同項の趣旨は、同条同項において証拠能力が

否定される証拠とは、公判期日における供述に代えて書面

を証拠とするものであって、その内容通りの事実の存在を立

証する証拠 ~~と~~ であると解する。そして、同条同項の証拠

15 である場合は、要証事実との関係で判断される。

(2) 本件で、Xの供述調書の内容は、賭博事件についての

犯行を全面的に認めるものである。検察官は、当該事件の

犯人はXであるとして、その犯人性を要証事実として、当該調

書の証拠調べ請求をしていると考えられる。そうであるとすると、

20 Xの供述調書という書面を、その内容通りの事実の立証に

用いる場合といえる。同条同項の証拠に

該当する。

(3) したがって、Xの供述調書は、原則として、証拠能力

が否定される。

25 2 (1) もっとも、Xの供述調書は、322条1項の「被告人

の供述を録取した書面」に該当することから、同条同項により

証拠能力が認められる余地がある。そこで、同条同項の依

伝聞についてok.
たし、その書面が
しる。
つねに書面が
提出されること

おいてはok

事後的に326条
が適用されると
なるという。

1 ページ

裏面へ

聞例外該当性に問題にはる。

(2) まず、Xの供述調書は、賭博事件についての犯行を全面的に認めめる供述を内容とするものであるから、「その供述が被告人に不利な事実を認めめる供述を内容とするものである」とは該当する。

(3) また、同条但書は、319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があることを認めめることを要求する。そこで、Xの供述証拠が同条の自白に該当するものであるか否かが問題にはる。

10 自白とは、犯罪事実の全部又は一部を認めめる内容の供述をいう。Xの供述調書は、賭博事件についての犯行を全面的に認めめるものであるから、自白に該当する。しかしながら、このXの自白は、Aから指示された通りに供述をしたものであって、他者の関与にあってなされたものである。そこで、同条により証拠能力があるかどうか。同条の「任意にされたものでない疑のある自白」の解釈が問題にはる。319条322条がかりに319条を適用する。

15 自白について、同条は、同条所定の自白について、一律に証拠能力を否定する。これは、同条に例外を設けている場合は~~自白に~~状況下で、任意にされたものでない自白や、~~黙秘権を~~侵害する状況下でなされた自白は、類型的に虚偽の可能性が高いと認めめるために、誤判の防止の観点から、一律に証拠能力を否定することとしたことによる。そうであるとすれば、同条にいう「自白」とは、黙秘権を侵害するおそれがある状況下でなされた自白であると解する。25

30 本件にしてみると、Xは、Aから虚偽の自白をあるよう働きかけがあり、実際にAは具伴的に指示されたとおり、犯行を全面的に認めめる虚偽の供述をしている。また、Xは、Aから指示されたこととBに相談するも、Bからは「Aさんの言うことは信じない」といって拒否する。…おとどく言うところ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

C

にせかけ。」と告げると、上記虚偽の供述をするに至っている。

このように供述せしめると、Xの供述調書が作成された当時、虚偽の自白を強要する状況が存在したといえる。

エ したがって、Xの供述調書に含まれる自白は、同条の「自白」に該当する。

(4) よって、Xの供述調書は、他の要件の充足を検討するまでもなく、22条1項の要件を充足しているから、証拠能力を認められる。

319Dの答えは以上である。以上

320・322→319という教上の関係は先述のとおりである。したがって、320問題の処理に大幅に支障を及ぼさず、Xの論点となる319問題に集中して検討する必要がある。

319の答えは、強要から有利な説明を求めたことによるものである。

本試験は、319の答えは、差支なく却るべきである。また、319の答えは、319の答えは、差支なく却るべきである。また、319の答えは、319の答えは、差支なく却るべきである。

実際に自白は、
自白は、
お、
説明は、
本件は、
い、
か、
説明は、
は、

ページ

裏面へ